

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立岩瀬農業高等学校長

2 入札に付する事項

- (1) 件名 福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 過去 2 年間に類似の給食業務履行の実績がある者であること。
- (3) 本件公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
 - イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者にあつては当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (6) 令和 6 年 4 月 1 日以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師の資格を有する者又は栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）に規定する栄養士の資格を有する者を 1 名以上従事させることができる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。
 - ア 法人の概要が確認できる書類(任意)パンフレット等で可
 - イ 業務履行実績証明書(様式7)
- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 969-0401
住 所 岩瀬郡鏡石町桜町207番地
機 関 名 福島県立岩瀬農業高等学校 事務室
電話番号 0248-62-3145 ファクシミリ 0248-92-2051
- (2) 資格確認申請書の提出期間及び提出場所
令和7年3月10日(月)から同月18日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時30分まで 福島県立岩瀬農業高等学校 事務室
なお、申請書類は郵送を可とする(令和7年3月18日(火)午後4時30分まで必着とする。)
おって、入札参加資格の有無を一般競争入札確認通知書(様式2)により通知する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
日 時 令和7年3月25日(火) 15時00分
場 所 福島県立岩瀬農業高等学校会議室
(岩瀬郡鏡石町桜町207)

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式3)に必要とする事項を記載し、上記5の(3)に示す日時及び場所へ持参により提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)(県からの通知)の写し
 - イ 委任状(様式4) ※代理人が出席し、入札する場合
 - ウ 入札保証金納付免除申請書(様式5) ※保証保険による免除申請者
- (3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

エ 記載事項を加除訂正した場合は訂正印を押印すること。ただし入札金額についてはこれを認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が繰り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※上記4の(1)イ業務履行実績調書（様式7）を提出すること。）
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が再入札書を提出しない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札の回数は2回を限度とする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立岩瀬農業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式6）により令和7年3月14日（金）までに福島県立岩瀬農業高等学校長に説明を求めることができる。

福島県立岩瀬農業高等学校長は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式6）により速やかに回答する。

- (2) 入札者は、持参により入札書を提出する場合、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、これらの場合において、入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名

・連絡先の記載がない入札を含む)

- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が降り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約条項

契約書（案）による。

18 この入札説明書に疑義がある場合は、入札者はその疑義について入札前において様式6により説明を求めることができる。

19 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 969-0401

住 所 岩瀬郡鏡石町桜町207番地

機 関 名 福島県立岩瀬農業高等学校 事務室

電話番号 0248-62-3145

ファクシミリ 0248-92-2051

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立岩瀬農業高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
電 話 番 号 ー ー
F A X ー ー
(作成担当者職・氏名)

令和7年3月7日付けで公告ありました福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記2の添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 過去2年間に類似の給食業務履行の実績がある者であること。
- (3) 入札日現在、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者

イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者にあつては当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (6) 令和6年4月1日以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有する者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の資格を有する者を1名以上従事させることができる者であること。

2 添付書類

- (1) 法人の概要が確認できる書類（任意）パンフレット等で可
- (2) 業務履行実績証明書(様式7)

様式 2

一般競争入札参加資格確認通知書

6 岩農高第 号
令和 年 月 日

様

福島県立岩瀬農業高等学校長

さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

| | | |
|-------------------------|------------------------|--|
| 公告日 | 令和 7 年 3 月 7 日 | |
| 委託名 | 福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託 | |
| 本公告に係る 入札参加資格 の有無 | 有 | |
| | 無 | |
| | 入札参加資格がないと認めた理由 | |

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入札書（見積書）

| | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 (税抜) | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | | | | | | | |

委託名 福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託
委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の通り入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
(代理人 氏名) 印
印

福島県立岩瀬農業高等学校長

※押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者
氏名：
所属部署名：
連絡先(電話番号)：
本件事務担当者
氏名：
所属部署名：
連絡先(電話番号)：

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 金額の文字の頭に「¥」を付すこと。
- 3 再度入札(見積)の場合には、入札書(見積書)の前に「再」と記入すること。

様式 4

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和 7 年 3 月 2 5 日に執行される福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県立岩瀬農業高等学校長 様

| | | | |
|-----|--------|---|---|
| 委任者 | 住 | 所 | |
| | 商号又は名称 | | |
| | 代表者職氏名 | | 印 |
| 受任者 | 職名又は住所 | | |
| | 氏 | 名 | 印 |

様式 5

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県立岩瀬農業高等学校長 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1 財務規則第249条第1項第2号

添付書類：入札参加者が、過去2年間に国又は地方公共団体等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する業務履行実績証明書（様式7）

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

令和 年 月 日

入札参加者 住 所
商号又は名称
担当者職・氏名
電 話 番 号 — —
F A X 番 号 — —

| | |
|-------------|------------------------|
| 公 告 日 | 令和7年3月7日付け公告 |
| 委 託 名 | 福島県立岩瀬農業高等学校宇津峯寮給食業務委託 |
| 質問事項 | |
| 回答事項 | |

業務履行実績証明書

| | | |
|---------|--------------------|--------------------|
| 年 度 | | |
| 発 注 機 関 | | |
| 履 行 場 所 | | |
| 履 行 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 契 約 金 額 | | |

※ 業務実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- (1) 契約書の写し（契約履行中のものは含まないこと。）
- (2) 契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類
実績は県内外、本・支店を問わない。

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

※様式 1、様式 5 共通の添付書類であるため、提出は 1 枚で可。

(参考)

福島県財務規則より抜粋

(契約保証金の納付)

第228条 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（～省略～）の100分の5以上の額（～省略～）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 第169条第1項各号に規定する有価証券

(2) 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 前項の場合において、同項第1号の有価証券の担保価額の算定については、第169条第1項に規定するところによる。

4 契約権者は、第2項第2号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 略

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。